

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十五日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 木 村 暢 宏

<p>さいたま東村山線</p>	<p>路線名</p>
<p>新座市野火止四丁目七七三番五四地 から同市野火止四丁目七七三番五四地 先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和四年三月二十五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長四四・二〇メートル</p>	<p>備考 令和四年三月二十五日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第八号で告示した道路予定区域の供用開始である。</p>